

令和2年1月27日

保護者様

横浜市立旭中学校
校長 加藤 裕之

就学援助申請の追加受付について

日ごとに寒さが増してまいります。保護者の皆さまにおいては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろより、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の就学援助制度は、子どもたちが学校に通う権利を保障する制度です。どなたでも申請することができ、一定の要件を満たしていれば、学用品費や修学旅行費などの費用が支給されます。所得基準などの詳細につきましては、裏面の「就学援助のお知らせ（抜粋）」をご参照ください。

本年度は平成31年4月に第1回の申請受付を行いました。年度当初に申請できなかった方や、年度途中で収入状況などの変化があった方で、申請を希望される方がいらっしゃいましたら、次の期日までに申請いただくようお願いいたします。なお、申請書の用紙が必要な方は、担当までご連絡ください。

○ 申請受付締切

令和2年2月14日（金）

※ 上記、受付締切日以降でも急に家庭環境や収入状況に変化が生じた場合には担当までご相談ください。

○ その他

- ◇ 年度当初に申請し、認定されている方は、今回申請する必要はありません。
- ◇ 昨年中に収入状況の変化があり、裏面の所得限度額以下となった場合には、令和元年分の収入が分かる書類（源泉徴収票等）を添付してください。
- ◇ ご不明な点がございましたら、お気軽に担当までお問い合わせください。

担当： 事務室 塩野 寛

TEL 364-5112

就学援助制度のお知らせ【平成31年度(2019年度)】

横浜市教育委員会

横浜市では、お子さんを小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

1 援助を受けられる方

該当理由	
(1)現在生活保護を受けている方	(修学旅行実施学年または教育扶助未受給者のみ)
(2)平成30年4月以降生活保護を受けられなくなった方	(世帯変更による廃止を除きます)
(3)児童扶養手当を受けている方	(児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。また、支給開始が年度途中の場合、認定期間が変わります)
(4)その他経済的に困りの方	(所得制限があります)

認定の基準：平成30年または平成31年(2019年)の、世帯全体の所得が次の限度額以下の方
(世帯については、3頁「3-4 申請書の記入例及び記入上の注意」(*3)を参照)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総収入(めやす)	380万円	446万円	497万円	562万円	620万円	689万円	742万円	798万円	832万円
総所得	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円	598万円	628万円

*総所得とは、課税(非課税)証明書の「総所得金額」のことです。これは、源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額をさします。

*ひとり親家庭、父母以外の方が養育するご家庭、障害者のいるご家庭(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)、個別支援学級在級児童・生徒のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭、所得者が複数いるご家庭については、所得から一定額を控除するため、限度額を超えていても認定できる場合がありますのでお問い合わせください。

2 援助の種類と支給予定額(年額)

※下記の金額は目安となります。実際の支給金額とは異なる場合があります。

区分	学用品費等	入学準備費	宿泊を伴う校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費	卒業アルバム代等	学校給食費	学校病医療費	日本スポーツ振興センター保護者負担金
小学校	1年	16,510円 (1期5,500円)	63,100円 ※小学校入学前に受給していない場合のみ	補助対象					
	2~5年	18,760円 (1期6,252円)	—	実費 (3,650円 限度)	補助対象実費 ※6年間通じて 1回のみ	補助対象実費 (2,730円 限度)	50,600円 (月額4,600円)		
	6年	79,500円	—	—	—	10,890円	—	実費 ※申請 により、 各学校で 治療券を 発行	原則として当初 申請期間に申請 し、認定された 方については、 掛金免除
	教育扶助受給者	—	—	—	—	—	—	—	—
中学校	1年	29,920円 (1期9,972円)	79,500円 ※小学校6年次に受給していない場合のみ	補助対象					
	2年	32,170円 (1期10,720円)	—	実費 (6,150円 限度)	補助対象実費 ※3年間通じて 1回のみ (国外の場合、 60,300円限度)	29,850円 (1期9,948円)	—		
	3年	—	—	—	—	19,900円 (1期6,632円)	—		
	教育扶助受給者	—	—	—	—	9,950円 (1期3,316円)	8,710円	—	—

*「学用品費等」には、宿泊を伴わない校外活動費、通学用品費(入学準備費受給者を除く)、PTA会費、生徒会費が含まれています。学年途中で市外から転入するなど、受給資格が1年に満たない場合は、減額支給となります。

*「入学準備費」は、4月に遡って認定された1年の児童・生徒のみが支給対象となります。小学校入学前に小学校の「入学準備費」を受給した方、及び小学校6年で中学校の「入学準備費」を受給した方は、入学準備費は支給されません。小学校の入学準備費申請が認定になった方で、入学準備費以外の費目を必要とされる場合には、今回の就学援助を改めて申請してください。(ただし、非認定となる場合もあります。)

*「宿泊を伴う校外活動費」は、交通費・見学料のうち保護者が実際に負担した額を限度額内で支給します。

*小学校の「クラブ活動費」は、学校で徴収する材料費等が支給対象となります。

*「学校給食費」は、給食の休止期間(夏休み、給食室改修等による)は対象となりません。

*「学校病医療費」でいう学校病(トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、濃痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病)の治療には、各学校で発行する治療券が必要です。事前に学校へご相談ください。

*就学援助は、各費目を支給する制度であり、学校納入金を免除するものではありません。(ただし、学校病医療費は治療券を交付し、日本スポーツ振興センター保護者負担金は免除します。学校給食費は充当します。)

*学校納入金等に未納がある時は、援助費を充当する(未納分に充てる)場合があります。

*就学援助費を口座振込で受け取る場合で、振込先の口座番号等を誤って学校に届けられた場合、正しい口座に振り込みなおす時の手数料を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。